

令和3年1月14日

横浜市ミニバスケットボール連盟関係者
所属チーム関係者様

横浜市ミニバスケットボール連盟
会長 岩田 清

横浜市ミニバスケットボール連盟チームにおける活動について⑥
(STEP 1への後退)

連盟関係者の皆様には、日頃より新型コロナウィルス感染拡大防止に伴いチーム活動において、ご理解とご協力を頂き心より感謝申し上げます。

各チームにおかれましてはU12部会より「今後の各地区・チームにおける活動について⑩ (STEP2への後退)」(令和3年1月5日付)の通達があり通達内容で活動されている状況だと思いますが令和3年1月7日に1都3県に発令されました「緊急事態宣言」を受けまして、神奈川県協会より(令和3年1月8日付別紙参照)要請がありました。その中で所属教育委員会の指示を厳守することと記載されています。横浜市教育委員会からの中学校部活に対しての要請は「校内の活動を原則とし、土日祝を含めて週3週以内とし土日祝日実施する場合はいずれか1日の活動(概要)」(横浜市ミニ連盟は横浜市教育委員会の通達は中学校部活に準ずる)となっています。横浜市ミニバスケットボール連盟といたしましてこの通達内容を受けまして、緊急事態宣言発令中は※STEP1(U12部会よりSTEP1への判断は各支部の判断とされています)へ後退し感染拡大予防ガイドライン(U12部会より通達)に基づき連盟の運営を行っていきたいと思います。

尚、各チームにおかれましてはU12部会からの通達内容を指導者・保護者等と共有して頂き、チーム活動を進めて頂きたいと思います。今後とも新型コロナウィルス感染拡大防止にご理解、ご協力よろしくお願い致します。

※STEP1留意点(抜粋)

- 練習は土日祝を含めて週3日以内とします。(STEP1記載内容一部改定)
- 合同練習、練習試合等交流や移動は行わない。

詳細は「今後の各地区・チームにおける活動について⑩(STEP2への後退)」(令和3年1月5日付)をご確認ください。